

青森県教育委員会第893回定例会会議録

1 期 日 令和5年6月7日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後1時55分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

- 議案第1号 令和6年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について・・・原案決定
議案第2号 令和6年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について・・・原案決定
議案第3号 令和6年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針案について
・・原案決定
議案第4号 県立高等学校の学科の設置及び廃止について・・・・・・・・原案決定
議案第5号 令和6年度青森県立三本木高等学校附属中学校の入学者募集人員について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

6 出席者等

- ・出席者の氏名
和嶋延寿（教育長）、野澤正樹、平間恵美、新藤幸子、安田 博
- ・欠席者の氏名
戸塚 学
- ・説明のために出席した者の職
小坂教育次長、長内教育次長、高橋教育政策課長、早野職員福利課長、嗟峨学校教育課長、吉川教職員課長、木村学校施設課長、小舘生涯学習課長、伊藤スポーツ健康課長、坂本文化財保護課長、外崎高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員
野澤委員、安田委員
- ・書記
小林浩一、小路口晶子

7 議 事

議案第 1 号 令和 6 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について

(嵯峨学校教育課長)

青森県立中学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

今回御審議いただく令和 6 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針については、

- 1 県立中学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、小学校での学習や日常生活を通して身に付けた力、学習に対する意欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせて、総合的に評価し、行うものとする。
- 3 選抜に当たっては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

など、昨年度の基本方針を踏襲している。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第 1 号については原案のとおり決定する。

議案第 2 号 令和 6 年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について

(嵯峨学校教育課長)

青森県立高等学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

今回御審議いただく令和 6 年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針については、

- 1 高等学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜は、次のとおりとする。
 - (1) 出願は、1 人、1 校 1 学科（部）に限るものとする。ただし、当該校に設置されている学科間等で第 2 志望を認める。
 - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、青森県教育委員会が実施する学力検査の成績、各高等学校で行う面接の結果及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて、一般選抜と特色化選抜により行うものとする。
 - (3) やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。

など、昨年度の基本方針を踏襲している。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第 2 号については原案のとおり決定する。

議案第 3 号 令和 6 年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針案について

(嵯峨学校教育課長)

青森県立特別支援学校高等部の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

今回御審議いただく令和 6 年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針については、

- 1 特別支援学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、次のとおりとする。
 - (1) 出願は、1 人、1 校 1 学科に限るものとする。ただし、青森県立盲学校に出願する場合は、普通科と保健医療科との間で第 2 志望を認める。
 - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、各特別支援学校で実施する面接の結果及び必要に応じて実施する諸検査の結果を選抜資料とし、総合的に判定し行うものとする。
 - (3) 青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。

など、昨年度の基本方針を踏襲している。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第 3 号については原案のとおり決定する。

議案第 4 号 県立高等学校の学科の設置及び廃止について

(外崎高等学校教育改革推進室長)

令和 6 年度の県立高等学校の学科の設置及び廃止について、御説明する。お手元の参考資料の 1 ページを御覧いただきたい。

まず、「1 学科の設置及び廃止の経緯」についてである。

青森県立高等学校教育改革推進計画第 2 期実施計画では、今回設置及び廃止する学科に関して、外国語科では、「青森南高等学校においては、中学生のニーズ等を踏まえるとともに、社会の更なるグローバル化等に対応できる国際的素養を身に付けたグローバル人材を育成するため、これまで英語やロシア語の学習、国際理解教育等を推進してきた外国語科の学習内容を発展的に見直し、グローバル探究科に改編し、グローバル探究科では、グローバルに活躍するために必要な力を育成するため、国際的な教育プログラムである国際バカロレアの理念に基づき、語学力だけでなく、幅広い教養、課題を発見し解決する能力等を身に付けられる学習の充実を図るとともに、SDGs の実現等に着目した探究活動に国内外の学校等と協働しながら取り組むなど、特色ある教育活動を推進する」こととしている。

また、農業科では、「柏木農業高等学校においては、生活科学科を生物生産科に統合し、農業生産や農業経営等に加え、地域資源の活用に関する学習の充実を図る」こととしている。

この第 2 期実施計画に基づき、青森南高等学校の外国語科、柏木農業高等学校の生活科

学科の学科改編を令和6年度に行うものである。

次のページを御覧いただきたい。

「2 学科の設置及び廃止の内容」についてである。

まず、青森南高等学校においては、外国語科を募集停止し、改編するグローバル探究科では、国際的素養を身に付けたグローバル人材を育成するため、教育活動全体を通して思考力・表現力等の学力だけでなく、平和な社会の構築に貢献するために必要な探究心や多様な文化を理解・尊重する心を育むこととしている。

具体的には、課題発見・解決能力等を育成するため、SDGsの実現等をテーマに、情報収集しながら創造的な思考を促す活動など、探究的な学びに取り組むこととしている。

また、多様な文化を持つ他者に対して、自分の意見を伝えたり、議論を深めたりするためのコミュニケーション力の育成を目指し、グループディスカッション、プレゼンテーションなどの協働的な学びに取り組むこととしている。

次に、柏木農業高等学校においては、生活科学科を募集停止し、生物生産科に改編・統合することとしている。生活科学科で培ってきた、農業の専門科目の学習内容は、生物生産科における実習を通して継続的に取り組み、生徒の進路選択の幅を確保することとしている。

なお、これらの学科の設置・廃止時期についてであるが、設置は令和6年4月1日となる。また、廃止は令和6年3月31日であるが、廃止の日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間は、存続するものである。

ただ今、御説明した県立高等学校の学科の設置及び廃止については、昨年10月の第323回臨時会において見込みとして公表しているところである。

(野澤委員)

先般、打合せの中で、青森南高等学校のパンフレットを見たが、青森南高等学校のグローバル探究科は、高校改革の中である意味新しいメニューのような形でできた学科であり、時代背景が求めている学科だと思っている。今日の議案の中に、県立高等学校の入学者選抜基本方針があったが、このような学科、学校があるという魅力をアピールすることが非常に大事である。青森南高等学校の外国語科がグローバル探究科になり、一つのミッションを持った新しい学校になるということは、様々議論してきた高校の募集の本質だと思う。事務局においてはその辺を徹底し、学校が元気になることを期待している。

(新藤委員)

青森南高等学校のグローバル探究科は、これからの社会に必要なようになってくるであろう、SDGs、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力等を育ててくれるということで、子どもたちにとってこれから必要になる力を培ってくれる学校になることを期待している。

(教育長)

ほかに御意見等はあるか。なければ議案第4号については原案のとおり決定する。

議案第5号 令和6年度青森県立三本木高等学校附属中学校の入学者募集人員について
(外崎高等学校教育改革推進室長)

令和6年度の青森県立三本木高等学校附属中学校の入学者募集人員について御説明する。

令和6年度の募集人員については、昨年度80人の見込みとして公表したところであるが、「あおもりっ子育みプラン21」による少人数学級編制を令和5年度から2年間で市町村立中学校全学年に拡充することとしたところであり、青森県立三本木高等学校附属中学校においても、きめ細かな学習や生活指導を推進するため、これまでの募集人員1学級当たり40人・2学級の80人を、1学級当たり33人・2学級の66人とするものである。

(新藤委員)

80人から66人の募集になることについては、了承するところである。子どもたちにとっては狭き門となるが、その分、より質の高いきめの細かい教育ができることを期待している。よろしくお願ひしたい。

(野澤委員)

33人・2学級は時の流れである。唯一の県立の附属中学校ということで、私が10年ほど前に教育委員になった際、どういう目的でこの学校をつくったのか一番最初に聞いたことを今でも思い出す。附属中学校と言えば、普通は国公立大学や私立大学の附属中学校という流れの中で、三本木高等学校附属中学校に関しては、中核都市に準ずるバランスのよい地域に、多様な学び方にチャレンジできるような環境をとということで、ある意味挑戦を含めて設置したという記憶がある。それほど高い倍率ではないが、定員に対して100パーセント近く、毎年まんべんなく生徒が入学している。ただ、傾向として倍率は落ちてきていることもあるため、この学校は魅力ある中学校であることについて外に向かってアピールし、それを軸にして、青森県内一円の中学校が何かしら参考にするという位置付けだと思っている。学校及び事務局には努力していただきたい。

(教育長)

ほかに御意見等はあるか。なければ議案第5号については原案のとおり決定する。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(吉川教職員課長)

5月に行った職員に対する懲戒処分1件について、社会的影響が大きい事案であるため、その概要を御説明する。

この事案は、三八地域の高等学校教諭が、令和5年3月25日、酒気を帯びた状態で自動車を運転し、八戸市内で人身事故を起こしたもので、当該職員に対して免職の懲戒処分を行ったものである。

なお、本事案は、処分後速やかに公表している。

次のページを御覧いただきたい。

ただいま御説明した事案のほか、特別支援学校教諭が、令和5年5月4日、酒気を帯びた状態で自動車を運転した事案が発生しており、今後、刑事処分等を確認の上、厳正に対処して参る。

なお、本事案については、県立学校職員による酒気帯び運転が引き続き発生したことを踏まえ、教職員に対して早期に注意喚起する必要があるため、懲戒処分等の前ではあるが、御報告する。

(教育長)

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり指導の徹底を図って参ったが、県立学校職員による酒気帯び運転が引き続き発生していることを重く受け止めているところである。

三八地域の高等学校教諭に対する懲戒処分を行った5月26日に、県立学校及び市町村教育委員会に教職員の服務規律の確保について通知したところであるが、その徹底を図るため、6月19日に臨時の県立学校長会議を開催することとした。

県教育委員会としては、今後も、関係機関と連携し、学校と一丸となって、信頼される学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律を遵守するよう、引き続きあらゆる機会を通して指導の徹底を図って参る。

(平間委員)

度重なる不祥事に心が痛む。県民の皆様には申し訳なく思う。一番残念に思っているのは、この先生方に関わった生徒さん、御父兄の皆さんであり、その傷も大きいと思う。これからもコロナ禍を経て様々な機会が出てくると思うが、現場一同、我々も含め、気を引き締めて子どもたちのために、二度とこのようなことが起こらないことを切に願う。

(安田委員)

生徒たちにとっては非常にいい先生方だったかもしれないため、こういう事態になり、教職員を辞めることになったのは非常に残念なことだと思う。今後こういうことが起こらないよう皆で気をつけなければならない。

(野澤委員)

コロナ禍が収まり飲む機会も多くなったという状況で、タクシーを呼んでもなかなかこないし、代行は1時間待ちという状況の中で、やむを得ずというのは言い訳にはならない。私も安田委員もライオンズクラブのメンバーだが、薬物乱用防止のテーマに係る認定講師をしている。そのこのスローガンは薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」である。それは飲酒運転においても絶対ダメである。乗るなら飲むな、飲むなら乗るなということで、薬物乱用で使用しているような「ダメ。ゼッタイ。」のポスターを学校に掲示した方がいいと思う。我々教育委員もこの数年間、校長会での集まりは少ないが、民間を代表している立場で折々話はしてきている。飲む機会が復活する中で、当たり前前を繰り返すシーンが少なくなればどうしても規律が薄れてくるのではないかと懸念している。教育長もつらいとは思いますが、校長会等を通じて学校現場に対し、一度でもやってしまったら自分の教職人生を失うということ、恐怖ではなく、当たり前前であること、「ダメ。ゼッタイ。」であることを徹底して分かるようなアクションをしていただきたい。よろしく願います。

(新藤委員)

非常に残念な事案が続いている訳であるが、子どもたちの前に立っている先生方には、子どもたちの見本になっていると思って気を引き締めていただきたいと思う。こういうことで職を失い、先生として教壇に立てなくなってしまうということもあるが、飲酒運転によって人身事故を起こしたときに、もしかしたら大切な命を奪ってしまうかもしれないという危険性があるということを改めて認識していただきたい。

(教育長)

他に御意見等はあるか。なければ職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。